

○清須市教育委員会後援名義規則

平成17年7月7日

教育委員会規則第8号

改正 平成20年3月13日教委規則第2号

平成20年10月21日教委規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、清須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が各種事業を後援する基準及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(後援基準)

第2条 教育委員会が後援する事業は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、社会教育関係団体若しくは公益法人その他これらに類する団体又は教育委員会が特に認める団体及び個人（以下「団体等」という。）が実施する事業であること。
- (2) 事業内容が教育、芸術、芸能、学術、文化又はスポーツの向上に寄与するもので、かつ、公益性がある事業であること。ただし、営利目的、政治活動又は宗教活動と認められる事業は、除く。
- (3) 教育委員会の教育行政の運営に関する基本方針等に反しない事業であること。
- (4) 事業対象が市民全体又は相当な範囲のものを対象とする事業であること。
- (5) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断される事業であること。
- (6) 入場料その他これに類するものを徴収しないこと。ただし、当該事業の運営に係る必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額である場合には、この限りでない。
- (7) 開催場所、施設の公衆衛生、災害防止等について十分な安全管理等が講じられていること。
- (8) 開催場所が市内又は近隣自治体で実施される事業であること。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(申請手続)

第3条 事業を行う団体等が当該事業の後援を受けようとするときは、教育委員会後援名義使用申請書（第1号様式）により、事業開始の1箇月前までに教育委員会に

申請しなければならない。

(承認の条件)

第4条 教育委員会は、前条の申請に基づき後援名義の使用を承認したときは、次に掲げる条件を付し、教育委員会後援名義使用承認書（第2号様式）を当該申請者に交付しなければならない。

- (1) 後援の内容は、名義使用、広報等掲載、市施設へのパンフレット配布及びポスターの掲示を範囲とする。
- (2) 後援名義使用期間は、原則として承認された日から当該事業終了までとし、2箇月を限度とする。ただし、事業の内容等によっては、この限りでない。
- (3) 後援名義の使用については、申請された事業についてのみの承認とする。
- (4) 広告、パンフレットその他印刷物を作成する場合は、事前に原稿等を提出し、承認を得ること。
- (5) 事業の実施に関し発生した事故等については、一切の責任を負わない。

(承認事項の変更)

第5条 後援名義使用の承認を受けた団体等（以下「承認団体等」という。）が承認事業の内容を変更する場合には、速やかに教育委員会後援名義使用承認事項変更申請書（第3号様式）を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請に基づき変更を承認したときには、教育委員会後援名義承認事項変更承認書（第4号様式）を当該申請者に交付しなければならない。

(承認取消し)

第6条 教育委員会は、承認団体等が次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消し、教育委員会後援名義使用取消通知書（第5号様式）により通知しなければならない。

- (1) 虚偽の申請により事業の後援承認を受けたとき。
- (2) 後援名義使用の承認を辞退したとき。
- (3) この規則に違反したとき。
- (4) 名義を他人に譲渡したとき。
- (5) 承認事項に変更が生じ、承認されなかったとき。

(実績報告)

第7条 承認団体等は、当該事業を終了したときは、速やかに教育委員会後援事業実績報告書（第6号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（承認の報告）

第8条 後援名義使用の承認は、主幹課長の合議を経て教育長が決定し、その結果を教育委員会に報告しなければならない。

（事務処理）

第9条 この規則に関する事務は、教育委員会事務局教育部学校教育課が行うものとする。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月7日から施行する。

附 則（平成20年3月13日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月21日教育委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。